

平成 年 月 日 税務署長殿		所管 業種目 概況書 要否 別表等	白色申告 一連番号
納税地 (フリガナ) 電話() -		事業種目 期末現在の資本金の額又は出資金の額 円	整理番号 事業年度(至) 年 月 日
法人名 (フリガナ)		同非区分 特 定 同 族 会 社 同 族 会 社 非 同 族 会 社 一般社団・財団法人の区分 非営利型法人 普通法人	売上金額 年 月 日
代表者 自署押印		経理責任者 自署押印	申告年月日 年 月 日
代表者 住所		旧納税地及び 旧法人名等	申告区分 庁指定 局指定 指導等 区分 年 月 日
		添付書類 貸借対照表、損益計算書、株主(社員)資本等変動計算書又は損益金処分表、勘定科目内訳明細書、事業概況書、組織再編成に係る契約書等の写し、組織再編成に係る移転資産等の明細書	通信日付印 確認印 省略 年 月 日

平成 年 月 日

別送付表要等否 否

事業年度分の申告書

平成 年 月 日 (中間申告の場合 平成 年 月 日) 平成 年 月 日

税理士法第30条の書面提出有 税理士法第33条の2の書面提出有

所得金額又は欠損金額 (別表四「38の①」)	1	十億	百万	千	円
法人税額 (36)又は(37)	2				
法人税額の特別控除額 (別表六(六)「18」+別表六(七)「9」+別表六(八)「17」+別表六(十)「10」+別表六(十一)「20」+別表六(十二)「21」+別表六(十三)「22」+別表六(十四)「23」+別表六(十五)「24」)	3				
差引法人税額 (2)-(3)	4				
リース特別控除戻戻税額 (別表三(三)「30」+別表三(四)「31」+別表三(五)「32」+別表三(六)「33」+別表三(七)「34」+別表三(八)「35」)	5				
土地譲渡金 課税土地譲渡利益金額 (別表三(二)「20」+別表三(三)「21」+別表三(四)「22」)	6			0	0
同上に対する税額 (38)+(39)+(40)+(41)	7				
留保金 課税留保金額 (別表三(一)「28」)	8			0	0
同上に対する税額 (別表三(一)「36」)	9				
法人税額計 (4)+(5)+(7)+(9)	10				
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	11				
控除税額 ((10)-(11))と(44)のうち少ない金額	12				
差引所得に対する法人税額 (10)-(11)-(12)	13			0	0
中間申告分の法人税額	14			0	0
差引確定税額 (13)-(14) (中間申告の場合はその法人税額とし、マイナスの場合は、(17)へ記入)	15			0	0
法人税額の計算 (1) (1)の金額又は800万円×12相当額のうち少ない金額 (1)のうち年800万円相当額を超える金額 (1)-(30)	30			0	0
所得金額(1) (30)+(31)	32			0	0
所得金額(1)	33			0	0
土地譲渡税額 (別表三(二)「27」)	38				0
同上 (別表三(二)「28」)	39				0
所得税の額等 (別表六(一)「23の計」+別表六(一)「6の②」)	42				
外国税額 (別表六(二)「21」)	43				
計 (42)+(43)	44				
控除した金額 (12)	45				
控除しきれなかった金額 (44)-(45)	46				

この申告による還付金額	16	十億	百万	千	円
所得税額等の還付金額 (46)	16				
中間納付額 (14)-(13)	17				
欠損金の繰戻しによる還付請求税額	18				
計 (16)+(17)+(18)	19				
この申告が修正申告である場合	20				
所得金額又は欠損金額	20				
課税土地譲渡利益金額	21				
課税留保金額	22				
法人税額	23				
還付金額	24				
この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額(((15)-(23))若しくは((15)+(24))又は((24)-(19)))	25			0	0
欠損金又は災害損失金等の当期控除額 (別表七(一)「2の計」+別表七(二)「11」、「22」又は「31」)	26				
翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金 (別表七(一)「3の合計」)	27				
この申告前の申告額又は災害損失金等の当期控除額	28				
翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金	29				
(30)の22%相当額	34				
(31)の30%相当額	35				
法人税額 (34)+(35)	36				
法人税額 ((33)の30%相当額)	37				
土地譲渡税額 (別表三(三)「23」)	40				0
同上 (別表三(四)「15」)	41				0
剰余金・利益の配当 (剰余金の分配)の金額	47				
還付を受ける金融機関等		銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 農協・漁協 本所・支所		郵便局名等	
口座番号		ゆうちょ銀行の貯金記号番号			
※税務署処理欄					

法 0301-0101

税理士署名押印

御注意 2 1 「30」から「32」までの各欄には、当期末における資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下の法人若しくは資本若しくは出資を有しない法人相互会社を除きます。一般社団法人等又は人格のない社団等については記載する必要はありません。